

職業安定法施行規則第二十四 条の六第二項の規定に基づき 厚生労働大臣が定める講習を 定める告示案要綱

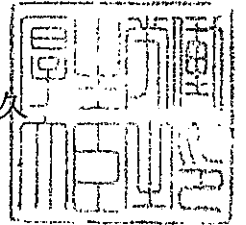
厚生労働省発職 0418 第 4 号

平成 29 年 4 月 18 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める告示案

要綱

第一 職業紹介責任者講習

一 職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の厚生労働大臣が定める講習は、次のいずれにも該当するものとする。

1 講習機関の施設、設備、講習の実施方法その他の講習に関する事項が、講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

2 講習機関の経理的及び技術的な基礎が、講習の適正かつ確実な実施に足るものであること。

二 職業紹介責任者講習は、この告示で定める講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とすること。

第二 適用期日

この告示は、平成三十年一月一日から適用するものとする。